

## ○上越教育大学研究活動における研究資料等の保存等に関する 申合せ

(平成27年3月24日学長裁定)

(趣旨)

- 1 上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程（平成27年規程第12号）第8条第2項に規定する研究資料等の保存等に関し必要な事項については、当分の間、この申合せによるものとする。

(保存対象、保存期間及び保存方法等)

- 2 研究資料等の保存等は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すこととする。なお、実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。この場合、実験ノート等は研究活動の一次情報記録として適切に保管するものとする。

(2) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像等）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存するとともに、保存に際しては、後日の利用や参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意する。

(3) 研究資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とし、電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の研究資料についても10年の保存とするが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することができる。

(4) 試料（実験試料、標本）や装置等「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存・保管することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

(5) 研究責任者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、①バックアップをとって保管する、ないしは、②所在を確認し追跡可能としておく等の措置を講じなければならない。また、研究責任者の転出や異動に際して、これに準じた措置を講じなければならない。

(6) 個人情報等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従うもののほか、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取り扱いについて資金配分機関による取り決め等がある場合にはそれに従うものとする。

(学生への対応)

- 3 大学院学生又は学部学生の研究活動における研究資料等の保存等は、前項により当該指導教員等の責任において、管理・保存する。

(開示方法)

4 研究活動における研究資料等の開示方法については，開示請求があった場合に，委員会がその都度決定するものとする。

(その他)

5 この申合せの実施に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

#### 附 記

この申合せは，平成27年4月1日から実施する。